

甘楽町 公園施設長寿命化計画

2026年3月

群馬県甘楽町建設課都市計画係

1. 都市公園整備状況

(2025年12月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
1	18.25ha	14.77㎡

2. 計画期間（西暦） [2026年度～2035年度（10箇年）]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
			1									1

②選定理由

計画対象公園は、「都市公園法第2条に基づく（公園又は緑地）」に基づく公園とした。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
2	3	106	33	28	2	24

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
74			272

②これまでの維持管理状況

これまでの維持管理状況は、公園施設（建築物、遊戯施設、公園施設等）を対象に、建設課および（一社）甘楽町シルバー人材センターによる維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。

遊戯施設はこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に基づき毎年1回の定期点検を実施している。

日常点検及び定期点検により危険個所が発見された場合、緊急度の高いものから補修、更新を行ってきた。

③選定理由

甘楽総合公園は、昭和 55 年に一部供用を開始し、平成 23 年に全面供用開始をした。昭和 55 年の供用開始から 40 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいる。これまで公園施設の更新はほとんど行われておらず、公園施設の老朽化が顕在化してきている。

町内外問わず多くの方に親しまれているが、便益施設等は老朽化で改善要望も多い。また、地域防災計画では「応急仮設住宅設置予定地」に指定されており、改修等の必要性も高い。

公園内のすべての設置施設について劣化や時代に沿った改修等もされておらず、点検調査と長寿命化計画の策定が必要と判断されるため、本計画の対象公園と設定した。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、定期点検未実施施設において、令和7年9月から令和7年10月までの期間に実施した。

1. 一般施設、建築物

国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。

健全度調査は、遊具を除く239施設のうち予防保全型管理の候補とし17施設について実施した。

2. 遊具等

遊具は、「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S：2014）」（社団法人日本公園施設業協会、2014年6月）に則り、32施設について定期点検（令和7年10月2日実施）を実施している。

なお、砂場については、定期点検対象外のため事後保全型に分類する。

区 分	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設	1	7			
b. 遊具	1	14	17		
c. 建築物	1	5	3		
合計	3	26	20		

※遊具定期点検時に「D」判定の1施設を補修したため、「A」判定に変更を行った。

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、「5」で示した健全度判定に基づき、施設の補修、更新に対する緊急度判定（高、中、低）を設定した。

- ・健全度判定結果「D」の施設は、緊急度「高」とする。
- ・健全度判定結果「C」の施設は、緊急度「中」とする。
ただし、健全度判定結果「C」と判定された遊戯施設は、子どもの安全に配慮するため、緊急度を「高」とする。
- ・健全度判定結果「A」、「B」と判定された施設は、緊急度「低」とする。
ただし、健全度判定結果「B」と判定された遊戯施設は、子どもの安全に配慮するため、緊急度を「中」とする。

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、建設課および（一社）甘楽町シルバー人材センターにより随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

a. 一般施設、c. 建築物

- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけたうえで措置を行う。

b. 遊具等

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけたうえで措置を行う。

②公園施設の長寿命化のための基本方針

基本方針

- ・健全度調査による総合判定と緊急度判定などを勘案し、効果的な補修・更新計画とする。
- ・当該計画に基づく長寿命化計画を進めながら、公園施設の利用状況、劣化進捗度、財政状況などを勘案し、適宜見直しに努めるものとする。

1. 予防保全型に類型した施設

- ・出来るだけ適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・事後保全、予防保全の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
- ・毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（a. 一般施設、c. 建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2.4倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.8倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1.2倍を基本とする。

b. 遊具等

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけたうえで措置を行う。

2. 事後保全型に類型した施設

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。
- ・使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.5倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1倍を基本とする。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等
 ※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	39,638千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	37,031千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	2,607千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	3,964千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間のライフサイクルコスト縮減額は597千円であるが、今後も維持管理コストの増大が見込まれる状況にあるため、コスト縮減を図る取り組みが必要となる。

具体的には、利用率や利用実態を踏まえ、遊具やベンチ等については更新時期に合わせて撤去、または機能の集約化や配置の最適化を図ることで、施設量の適正化を進める。また、利用ニーズの変化を踏まえた再配置を行うことで、管理対象施設の縮減を図り、中長期的な維持管理費の抑制につなげる。

あわせて、存置する施設については、塗装の塗替えや部品交換等の予防保全型の小規模修繕を適切な時期に実施し、耐用年数の延伸を図ることで、高額な更新費用の発生時期を可能な限り平準化し、計画的な財政負担の軽減を図る。

これら再編・集約化と予防保全を一体的に進めることにより、公園全体のストック量の適正化と持続可能な管理体制の構築を実現し、次世代への負担軽減を図るものである。

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔2030年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

次回以降の定期点検や健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、必要に応じて長寿命化計画の見直しを行う。

公園施設の利用状況等を考慮して、適宜見直しを行うものとする。